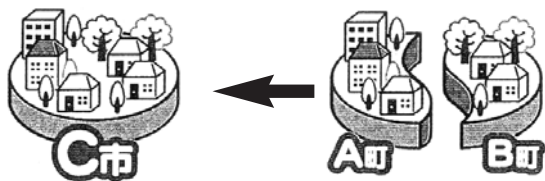


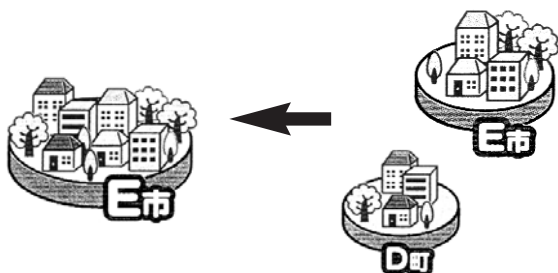
市町村合併について 考えてみましょう

新設合併の場合



市町村合併って何？
市町村合併とは2つ以上の市町村が一つになることをいい、これによって市町村の数が少なくなります。市町村合併は、新設合併（いわゆる対等合併）と編入合併（いわゆる吸収合併）の2つに分けられます。
新設合併は、2つ以上の市町

編入合併の場合



村が一緒になって新しい市町村をつくる合併です。合併後は、それまでの市町村はいずれもなくなり、新しい市町村が誕生します。
編入合併は、ある市町村が他の市町村に編入される合併です。合併後は、編入をする市町村が存続することになります。

現在、地方分権の大きな流れの中でクローズアップされている「市町村合併」。明治22年の市制町村制施行に伴う明治の大合併、昭和28年の町村合併促進法施行に伴う昭和の大合併。そして今、合併特例法施行により平成の合併と言われる時期にさしかかっています。なぜ今、市町村合併なのか？
広報では、今月から市町村合併についてお知らせします。

なぜ今、

市町村合併なの？

今、市町村合併が求められる理由としては、次のようなことがあげられます。

■生活圏の広域化への対応

交通の発達や経済活動の高度化などにより、通勤や買い物、医療など、日常生活の行動範囲は、住んでいる市町村の区域を越えて拡大しています。

■少子高齢化社会の到来

少子高齢化社会を迎え、今後ますます医療や福祉サービスの需要が増大します。そのため、これまでの市町村単位では、医療や福祉など必要なサービスの提供が困難になることが予想されます。

■多様化・高度化する

住民ニーズへの対応

社会情勢の変化とともに、住民の生活様式も価値観も一人ひとりと違ったものになっています。このため、市町村に対する要望も多様化してきています。

また、介護保険や「三処理問題」など、これまでの市町村の範囲を越えて一つの市町村では十分な対応が難しい課題もあります。

■厳しい財政状況

国と地方を合わせた債務残高は、平成14年度末で約693兆円に達すると見込まれ、厳しい財政状況にあります。今後の社会経済情勢の変化に対応していくため、財政構造の改革とともに、効果的で効果的な行政運営が求められています。

■時限的問題

市町村合併には時限的な問題があります。

現在、市町村合併は財政上の優遇などの特例措置による合併支援策によって進められています。この特例措置は、合併特例

法の施行期間である平成16年度（平成17年3月）に終了してしまします。

合併によるメリット

市町村合併することによってどのような効果があるのでしょうか。地域の実情によってさまざまなことが想定されますが、一般的には次のようなことが期待されます。

■広域的なまちづくり

広域的な視点に立った道路や公園など公共施設の整備や土地利用などによって、まちづくりをより効果的に進めることができる。

また、環境問題や水資源の問題、観光振興などの広域的な調整を必要とする課題について、有効な取り組みができるようになる。

■行政運営の効率化

行政サービスに直接関わるない管理部門（総務や企画などの職員数を減らし、サービス部門の職員数を増やすことができ、サービスの向上を図りながら人件費を減らすことができる。

また、スポーツ施設や文化施設などの公共施設を広域的な観点から効率的に配置することができ、隣接する地域で同じような施設を建設する必要がなくなる。

る。

■行政サービスの充実

市町村の規模が大きくなると、福祉・保健・土木・建築などの分野において、専門職の増強を図ることができ、より専門的できめ細かいサービスを提供することがができる。

■地域のイメージアップ

合併して、規模が大きくなることで地域のイメージがアップし、魅力が増大する。この結果、企業の進出やそれに伴う就業機会の増大、若い世代の定住が期待されることも、プロジェクトなどの誘致が期待でき、地域が活性化する。

合併のデメリット

私たちの暮らしの向上につながる市町村合併ですが次のようなことも懸念されます。

■地域格差

中心部だけがよくなり、周辺部は取り残されるのではないかなる市町村合併ですが次のよう

■行政サービスの低下

役場が遠くなり、住民の声が届かなくなるのではないかなる細かい行政サービスができなくなるのではないかなる。

■地域個性の喪失

今まで築いてきた市町村の歴史や文化伝統など、地域の個性や特性がなくなるのではないかなる。

■税金や公共料金の負担増加

合併で税金や住民サービスの料金負担が増えるのではないかなる。

市町村合併の流れ

合併を進める場合の一般的な協議・手続きは次のとおりです。

①事前協議

②任意協議会による協議

③法定協議会の設置 (議会の議決)

④合併協定書の調印・締結

⑤市町村合併の議決

⑥知事への申請

⑦県議会の議決・知事の決定

⑧総務大臣への届け出・告示

⑨合併

また、市町村の動きがきつかけとなる「①事前協議」とは別に、住民の動きがきつかけとなる「住民発議」による場合もあります。

※ 住民発議とは、有権者の50分の1以上の署名により「法定協議会設置」を首長に請求できる制度です。

協議の進め方

合併の協議は、一般的に関係市町村からなる協議会を設置して協議が行われます。

■任意の合併協議会

法定協議会の設置前に事前に話し合いを行うために任意的に設置されます。

■法定の合併協議会

いわゆる合併特例法に基づいて「協議会」です。なお、その設置にあたっては、関係市町村の議会の議決が必要となっています。

■組織

協議会の会長および委員には、関係市町村の長、議員、職員、学識経験者が規約の定めるところにより選任できます。

国や県の支援策

国、県では自主的な市町村合併を促進するために①機運の醸成、②関係市町村の協議、③合併準備、④合併後のまちづくりに応じて、財政上の支援制度が設けられています。

■合併推進支援補助金

合併機運の醸成に役立てる経費などに対して県から補助されます。

■合併準備補助金

法定の合併協議会の市町村建

設計面の作成やそのための準備などに必要とする経費が補助されます。

■合併準備経費に 対する財政措置

合併協議会設置の経費などに対して財政措置されます。

■市町村合併推進事業

合併重点支援地域において、合併に関する複数の市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施設の整備のために行われる地方単独事業に対して財政措置されます。

■普通交付税額の算定の特例

合併から10か年度は、合併しなかった場合の普通交付税が全額保障され、その後5か年で段階的に縮減されます。

■市町村合併特例事業・振興 のための基金造成に対する 財政措置

合併市町村の一体的・均衡ある発展を目的とする事業や地域住民の連帯の強化・地域振興などのための基金の積み立てに対して財政措置されます。

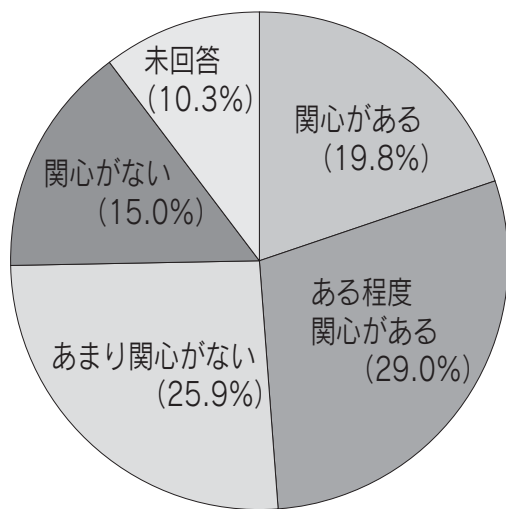
このほかにも、合併に伴って市町村が実施する電算システムの変更や庁舎の改修などの事業に対する合併市町村補助金や行政水準、住民負担水準の格差を是正するために要する経費などに対して財政措置されます。

広域行政に関するアンケート

本町のこれからのまちづくりや市町村合併について、町民みなさんの現時点での意見や考えを聞かせていただくため、7月下旬から8月上旬にかけて20歳以上の人を対象に「広域行政に関するアンケート」を実施しました。

このほどアンケートの集計結果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

図1 市町村合併に関心がありますか



■回収率は90・6%

今回のアンケート調査は、配布総数4,316枚に対して、回答数は3,911枚で、回収率90・6%となりました。

■合併への関心

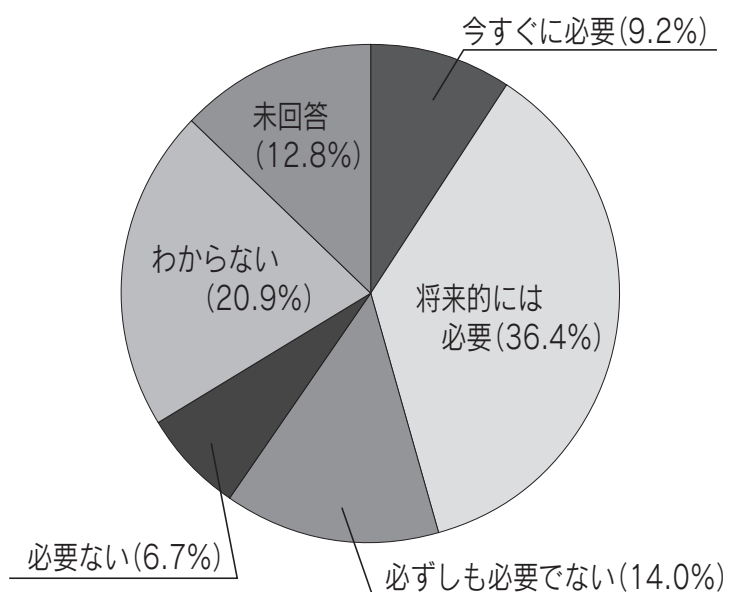
市町村合併への関心について、「関心がある」が19・8%、「ある程度関心がある」が29・0%

■合併についての考え

「今すぐに必要」が9・2%、「将来的には必要」が36・4%

合わせて48・8%。アンケートに答えた人の半数近くが市町村合併に関心を持っています。これに対して、「関心がない」が15・0%、「あまり関心がない」が25・9%、合わせて40・9%となっています。

図2 大任町は他の市町村と合併する必要がありますか



いわゆる合併を推進する意見が、45・6%と約半数を占めています。一方「必ずしも必要でない」

が14・0%、「必要ない」が6・7%、合わせて20・7%が合併に反対の意見となっています。

■賛成、反対の理由

合併賛成の理由の中で、最も多かったのが「市町村の職員や首長、議員が減り、経費が削減され行政の効率化が進む」が23・0%。次に「広域的観点に立ったまちづくりや環境問題に対処できるため」が18・1%、「地域のイメージアップ、企業進出や若者の定住促進のため」が14・6%などとなっています。

合併反対の理由としては「合併しても財政力の強化につながるとは限らないから」が24・7%、「住民の声が行政に反映しにくくなるから」が16・1%、「身近な行政サービスの充実が図れないから」が13・3%、「現在の大任町に満足しているから」が13・2%、「中心部と周辺部の格差が拡大するから」と「役場が遠くになって不便だから」が11・0%などとなっています。

図3 合併する必要があると思う理由は何ですか（3項目まで回答）

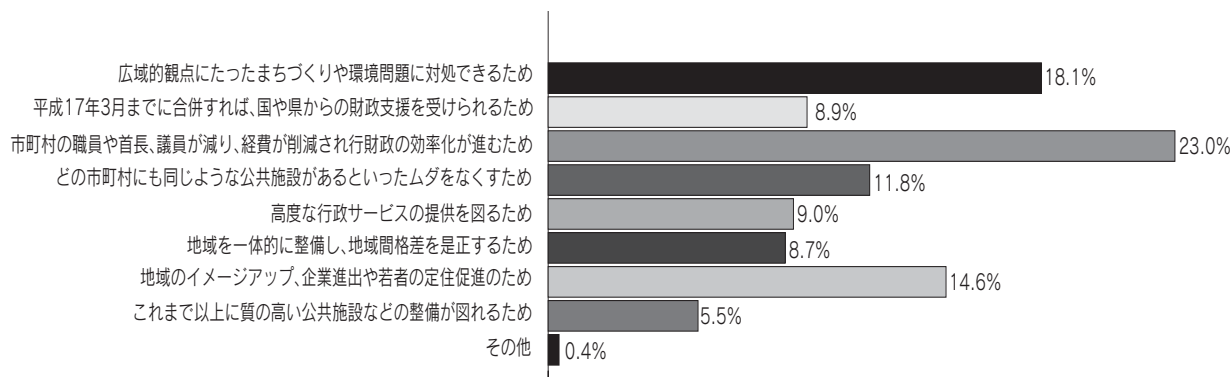
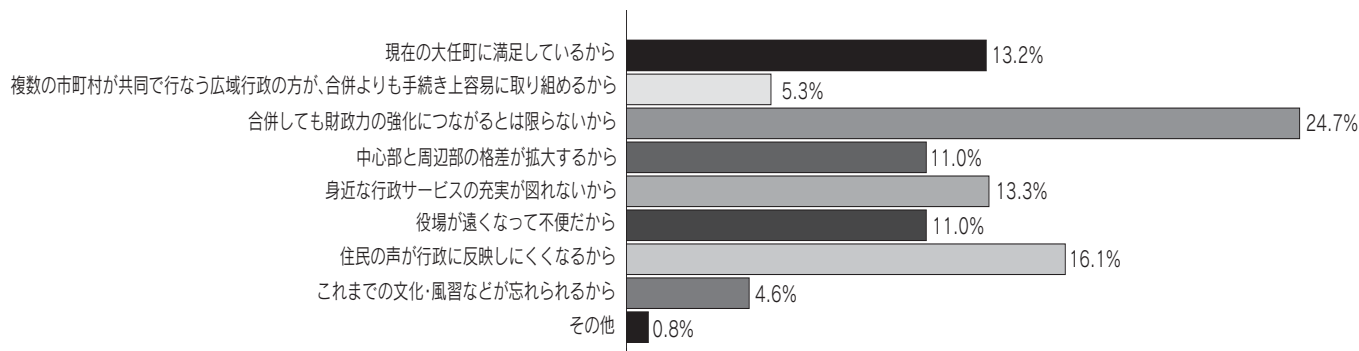


図4 合併する必要がないと思う理由は何ですか（3項目まで回答）

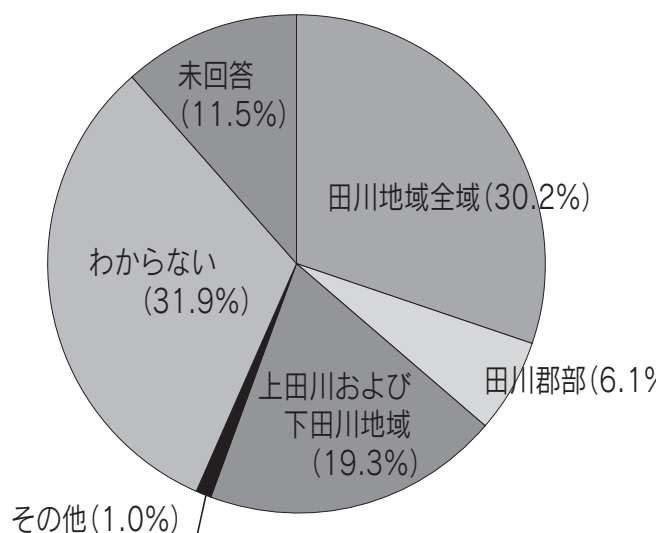


県が示す合併パターン



■合併パターン
県が策定した「福岡県市町村合併推進要綱」では、田川地区の合併パターンを田川地域全域（1市9か町村）と示しています。アンケート結果では、「田川地域全域（1市9か町村）」が30・2%、「上田川地域および下田川地域」が19・3%、「田川郡部」が6・1%となっています。また、わからないと答えた人が全体で31・9%と高い数値を示しています。

図5 合併パターンとすればどのような形の合併が望ましいですか



こが変わります



老人保健制度では

ポイント ③ 老人保健で医療を受ける人の対象年齢が70歳以上から75歳以上に変わります

老人保健で医療を受ける人の対象年齢が70歳以上から75歳以上（一定の障害のある人は65歳以上）に5年間で段階的に引き上げられます。

ただし、平成14年9月30日現在ですでに70歳以上の人（昭和7年9月30日以前に生まれた人）は、75歳未満であっても引き続き老人保健で医療を受けます。

※老人保健で医療を受ける人の対象年齢の引き上げにあわせて、退職者医療制度の対象年齢も70歳未満から75歳未満になり、5年間で段階的に引き上げられます。70歳以上の退職者医療制度対象者の自己負担は、1割（一定以上所得者は2割）となります。

9月30日まで
1割負担
(上限制)



10月1日から
1割負担
一定以上の所得者は2割負担
(外来の月額上限制および定額制は廃止)

ポイント ④ 老人保健制度の一部負担金が1割にまた、自己負担限度額も変わります

老人保健で医療を受けたときに支払う費用（一部負担金）は、外来（在宅医療を含む）、入院ともかかった費用の1割になります（一定以上所得者は2割負担）。また、自己負担限度額も変わり、医療費がこの自己負担金額を超えたときは役場に申請すると越えた分が後から払い戻されます。なお、これまでの「外来の月額上限制」と「診療所の定額負担制」は廃止になります。

9月30日まで			
		自己負担限度額	
		外 来	入 院
低所得者	一 般	3,200円 (大病院は5,300円) または 1回850円 で月4回まで (定額制の診療所)	37,200円
	住民税非課税		24,600円
	高齢福祉年金 受給者		15,000円



10月1日から			
		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
一定以上 所得者		40,200円	72,300円 医療費が72,300円 + を越えた場合は越え (40,200円) た分の1%
一 般		12,000円	40,200円
低所得者	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円

※ () 内は過去12か月以内に4回以上支給があった場合の4回目以降の限度額です

■問い合わせ先 ☎ 63-3000

国民健康保険は住民1課 国保係 内線115番へ
老人保健制度は住民2課 福祉係 内線120番へ

10月1日から 医療費のこ

国民健康保険では

ポイント

① 病院の窓口で支払う一部負担金が年齢によって変わります

3歳未満の乳幼児の自己負担が3割から2割になります。また、70歳以上の高齢者の自己負担が1割（一定以上所得者は2割）になります。

※ 70歳以上の人には、国保の給付割合を示す「前期高齢者証」が交付されます。病院の窓口で両方提示してください。

9月30日まで	10月1日から
一般 (0歳以上 70歳未満) 3割負担	3歳未満の乳幼児 2割負担 3歳以上70歳未満 3割負担 70歳以上 一定以上所得者は2割負担 1割負担

ポイント

② 高額療養費の自己負担限度額が変わります

1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請すると越えた分があとから払い戻されますが、その限度額について低所得者は据え置いて、一般や上位所得者については見直されます。また、70歳以上の人については負担を軽くするため、あらたに自己負担額が設定されます。

自己負担限度額（月額）

9月30日まで			10月1日から		
70歳未満の人	上位所得者	121,800円 + 医療費が609,000円を越えた場合は越えた分の1%を加算 (70,800円)	上位所得者	139,800円 + 医療費が609,000円を越えた場合は越えた分の1% (77,700円)	
	一般	63,600円 + 医療費が318,000円を越えた場合は越えた分の1%を加算 (37,200円)	一般	72,300円 + 医療費が318,000円を越えた場合は越えた分の1% (40,200円)	
	住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)	住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)	

用語説明

一定以上所得者とは

現役世代の平均的収入以上の所得がある人とその人と同じ世帯の人

低所得Ⅱとは

70歳以上または老人保健で医療を受ける人で、属している世帯の世帯主および世帯全員が住民税非課税である人

低所得Ⅰとは

70歳以上または老人保健で医療を受ける人で、属している世帯の世帯主および世帯全員が住民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の人

70歳以上の人		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上所得者	一定以上所得者	40,200円	72,300円 + 医療費が609,000円を越えた場合は越えた分の1% (40,200円)
	一般	12,000円	40,200円
	住民税非課税世帯主	8,000円	24,600円
低所得Ⅱ	低所得Ⅱ	8,000円	15,000円
	低所得Ⅰ		

※ () 内は過去12か月以内に4回以上支給があった場合の4回目以降の限度額です

※ 低所得Ⅰ・Ⅱの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。役場で申請してください。



夜空を彩る花1, 000輪が 大任の夏夜を演出する —— 盆おどり花火大会 ——



▲ おどりの輪が会場いっぱいに広がった

8月18日、レインボーホールで大任の夏の風物詩『盆おどり花火大会』が開催され、親子連れやカップルがうちわを片手に集まり、会場はたくさんの人でにぎわいました。

会場の中に出入されたたこ焼きやおもちや屋などの夜店がお祭り気分がいつそう盛り上げていました。

盆おどり大会では、町文化連盟おどり愛好会がひとおどり。その後、粋なときと威勢のいい太鼓の音が流れ出すと、会場の人たちは皆、輪の中に吸い寄せられます。会場いっぱいに出来た大きなおどりの輪は圧巻でした。



▲ 花火きれいだね

盆おどりを楽しんだ後は、いよいよ花火大会です。しだれ柳や太玉など約千発の花火が夜空を彩りました。

ドーン、パラパラパラ…。花火が上がるたびに、会場のあちこちから歓声やため息が起こり、訪れた皆さんは心ゆくまで大任の夏の夜を惜しんでいました。仕掛け花火が点火されると、花火大会もフィナーレ。

「花とじしみの里主任町」の文字が夜空に浮かび上がり、そして、華々しく連発花火が打ち上げられると会場からは大きな拍手が巻き起こり、夏の夜のファンタジーショーは盛大に幕を閉じました。

祝 長 寿

いつまでも お元気で



▲ 町長から花束を受け取る加生カラヨさん

敬老の日に先がけて、9月11日、町長が町内の100歳以上の5人（加生カラヨさん、山内ミツヲさん、吉本繁雄さん、瀧口タミエさん、西本ツルさん）のお宅を訪問し、花束と記念品を贈り、長寿を祝いました。



▲ 西本ツルさんは、今年の7月で100歳になりました



▲ 山内ミツヲさんは、来年の3月で102歳になります

9月15日の敬老の日、大任中学校体育館で「敬老会」がありました。今年の敬老会該当者（来年3月までに70歳）は、男性402人、女性720人、合わせて1,122人です。
式には多くの方が参列され、米寿を迎えた浦野勉さん（通善）をはじめ80歳以上のご夫婦を代表して長原新治・ヤスノさん（玉川）、湯之内芳信・蓮子さん（小林）が町長表彰を受けました。みなさん「長寿おめでとうございます。いつまでもご健健でいてください。」



▲ 式典のあとは余興がおこなわれ、会場の人たちはおどりに合わせて手をたたいたり、ひょっとこに大笑いして楽しいひとときを過ごしました。

前頭				小結		関脇				大関			横綱					番付氏名
小宮ハル子	太田シケノ	高山シカノ	山本静子	崎野ミサヲ	丸井ナミコ	太田トモ	太田ハルエ	丹村為次郎	田中チヨノ	綿麗馨	吉武千代世	六田チヨシ	西本ツル	瀧口タミエ	吉本繁雄	山内ミツヲ	加生カラヨ	氏名
95	95	95	95	96	96	97	97	97	97	98	98	99	100	100	101	102	103	年齢
愛寿園	下今任	梅田	桑原	峰	柿原	成光	下今任	向田	愛寿園	梅田	成光	愛寿園	愛寿園	安永	上元松	愛寿園	梅田	住所

平成14年度
大任町長寿番付
※敬称略

町内の95歳以上の人です

収穫の喜びを味わう —園児たちが稲刈りを体験—

9月10日、誠慈保育園と添田町の真木保育園と真木小学校、合わせて55人が真木保育園の近くにある田んぼで稲刈りをしました。

5月に園児たちがドロンコになりながら植えた稲は、たくさんの実をつけて成長していました。園児たちは稲田に入り、かまを使って慣れない手つきで少しずつ稲を刈っていました。

「わぁー、取れた、取れた」、「たくさん実がなっちゃんばい」さわやかな秋空が広がる中、田んぼには元気な園児たちの声が響きわたり、園児たちは収穫の喜びをかみしめているように見えました。



▲ めったに体験できない稲刈りを楽しんでいます



▲ 真剣な眼差しで魚をさばく参加者たち

自分で作った料理の味は？

— 男の料理道場 —

8月29日、役場住民集会所で栄養士の佐々木俊子さん（安永）を講師に招き、「男の料理道場」が開催されました。参加した町内の男性6人は、アジのしょうが焼き、枝豆ごはん、そうめんサラダ、くずきりの4品を作りました。

今回の目標は、自分で魚をさばくこと。参加者たちは、見事な包丁さばきで手際よく料理を作っていました。—— 約1時間半後、出来上がった料理を試食し、みなさん大満足でした。

救命の主役はあなたです

— 救急の日のつどいに360人参加 —

救急の日の翌日となった9月10日、田川青少年文化ホールで『救急のつどい02』が開催され、360人が参加しました。

講演では、加来信雄久留米大学名誉教授が「健康危機管理」をテーマに生物テロの現状と対応について話しました。この後、田川地区消防本部などによる救命処置の寸劇や人形を使っての人工呼吸や心臓マッサージ、心肺蘇生法の実技講習などがあり、参加者たちは救急医療の重要性を学びました。



▲ 救命士の指導を受けながら真剣な表情で取りこんでいました



▲ 一手で勝敗がガラリと変わる展開に一喜一憂

囲碁で夏を締めくくる

— 納涼囲碁大会 —

8月25日、町公民館で納涼囲碁大会が開催され、町内の囲碁愛好者15人が参加しました。試合はA・B・Cの3パートに分かれ、各パートの優勝者同士で総合優勝を争いました。結果はAパート優勝が数山陽一さん（根床）、Bパート優勝が杉本繁行さん（上合任）、Cパート優勝が坂本敏雄さん（峰）でした。また、総合優勝のトロフィーは、杉本さんの手に輝きました。

囲碁愛好会では、毎月第1土曜日の13時から公民館2階の和室で、囲碁を楽しんでいます。興味のある人は、一度のぞいてみてはいかがでしょうか。

おしらせ 広場 大任町役場

〒824-0512 福岡県田川郡
大任町大字大任3067番地

☎ 63-3000



へー、自衛隊って こんなトコなんだ

陸上自衛隊飯塚駐屯地では、
飯塚駐屯地創立36周年記念行事
を次のとおり開催します。

■とき 10月20日(日)9時〜14時

■ところ 陸上自衛隊飯塚駐屯地

■主な催し 記念式典、パレード、
装備品展示、模擬戦闘訓練、
子ども広場、模擬売店「コーナー
など

■問い合わせ

陸上自衛隊広報班

飯塚市大字津島2822

☎ 0948-22-7651

不動産取得税が 軽減されるかも

不動産取得税は、家や土地などの
不動産を取得した人に課税
されます。しかし、ある要件を
満たしていれば、税が軽減され
る場合もあります。税の軽減に
ついて詳しくは、お問い合わせ
ください。

■問い合わせ 田川県税事務所

☎ 42-9303

10月は労働保険の 適用促進月間です

事業主は従業員を一人でも雇
つていれば、労働保険（雇用保
険と労災保険）に加入すること
が法律で義務づけられています。

雇用保険は、従業員が失業し
たときに失業給付を行うだけで
なく、在職者を対象とした雇用
継続給付制度（高齢雇用継続

給付・育児休業給付など）や失
業予防、雇用機会増大などを計
画している事業主に対して一定
の要件により各種助成金の支給
などを行っています。

労災保険は、従業員が業務上
や通勤途中で災害にあったとき
に、事業主に代わって補償を行
います。

まだ加入していない事業主の
皆さんは、従業員が安心して働
けるよう、ハローワーク（公共
職業安定所）が労働基準監督署
で加入の手続きをしてください。

■問い合わせ

福岡労働局総務部

☎ 092-434-9834

最低賃金が変わります

10月から県内すべての労働者に適用される福岡県最低
賃金が改正され、日額最低賃金はなくなります。また、
時間額は昨年から引き上げられています。

◎ 643円/1時間

■問い合わせ 福岡労働局労働基準部賃金課

☎ 092-411-4578

田川労働基準監督署 ☎ 42-0380

高齢者のインフルエンザ 無料予防接種を行います

インフルエンザと

普通の風邪の違い

インフルエンザは、ウイル
スによって起こる感染症で、
普通の風邪よりも重症になり
やすいので、注意が必要です。
インフルエンザにかかると、
咳やのどの痛み、鼻汁が出る
などのほか、40度近い発熱を
伴い、関節痛、筋肉痛などさ
まざまな症状があらわれ、通
常3〜5日間ほど続きます。

さらに気管支炎や肺炎を併発
し、重症になると、体力が衰
えている人は生命に関わるこ
ともあります。高齢者や基礎
疾患のある人、乳幼児は、特
に注意が必要です。

予防策は？

予防策の一つとして予防接
種を受けることがあげられま
す。予防接種は、インフルエ
ンザにかかると、あるいは
かかっても重症になることを
防ぐ効果があります。予防接
種を受ける際には、自分の
健康状態（持病の有無など）
を医師にはっきり伝え、十分
相談するようにしてください。

日常生活で注意すること

なるべく人混みは避けまじ
よう。特に高齢者や基礎疾患
がある人は、繁華街など、人
がたくさんいる場所への外出
を控えましょう。また、イン
フルエンザウイルスは湿気に
弱いので、加湿器などで室内
の湿度を適度に保つことも大
切です。バランスのよい食事
と十分な睡眠をとり、うがい
と手洗いをまめに行つても効
果的です。

町では次のとおり予防接種
を行います。予防接種を希望
する人は、必ず予約をしてく
ださい。

■対象者

町内在住の65歳以上（平成
14年11月27日現在）の人

■とき

11月27日(水)〜12月3日(火)

土・日は除きます

■受付 13時30分〜14時30分

■ところ 役場多目的ホール

■料金 無料

■締め切り 11月15日(金)

■申し込み 内線113

住民第1課衛生係

みんな一緒に生きていく 赤い羽根共同募金

10月1日～12月31日



みなさんからお寄せいただいている赤い羽根共同募金は地域の身近な福祉に役立てられています。

- 寝たきりのお年寄りや障害のある人たちに対する在宅サービスに…
 - ボランティアの育成のために…
- 共同募金は、だれでも参加できるボランティア活動です。今年も皆様のご協力をお願いします。

※ 寄付金には、税の特典もあります。

■問い合わせ ☎63-4828

大任町社会福祉協議会

遺言と契約には 公正証書で安心を

10月1日から7日までは、公正証書週間です。公正証書は法務大臣が任命した法律の専門家（公正証人）が遺言や契約などの公正証書を作って、その強い証拠力で関係者の後日の争いごとを防ぐ制度です。

公正証役場では遺言書のほかにも金銭や不動産（土地・家屋）の貸借契約書、動産や不動産の売買契約書、離婚にともなう慰謝料や養育費の支払いを求める契約書なども作っています。

田川公正証役場では、無料で公正証書の相談を受けています。お気軽にご利用ください。

■問い合わせ ☎44-4130

田川公正証役場（田川市役所下）

優良運転者表彰の 候補者を募集

添田大任地区交通安全協会では、次のとおり無事故無違反の年数が5年以上、7年以上、9年以上の人を対象にした優良運転者表彰の候補者を募集します。

表彰を希望する人は、交通安全協会（添田警察署内）に置いてある申込用紙に必要事項を記入して提出してください。

※ 申請書を提出した人すべてが表彰されるわけではありません。あらかじめご了承ください。

表彰式は11月末日の予定です。

■提出期限 10月30日（水）

■提出先 交通安全協会

■問い合わせ

添田大任地区交通安全協会

☎82-0110

農地の転用には 許可が必要です

農地の転用とは、農地を宅地や工場用地、道路、山林など農業以外の目的に使うことです。

このように農地の転用をしたリ、売買したりするには農業委員会での許可が必要です。また、一時的に資材置き場や砂利採取場などとして利用する場合も許可が必要です。

もし、無断で農地転用すると法律で罰せられます。

転用計画がある人は、必ず役場の農業委員会に相談し、早めに申請の手続きをしましょう。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

産業経済課 農業委員会

内線122、123番

弁護士があなたの 相談に乗ります

相続、遺言、交通事故…。町の相談業務に寄せられる相談事には、法律の専門的知識が必要とされるものが増えてきています。町ではこのような相談に对应できるよう、次のとおり弁護士と相談できる無料法律相談会を開催します。

■とき

11月6日（水） 13時～16時

■ところ

役場視聴覚室

■相談料 無料

■問い合わせ

総務課 内線210番

電話帳リサイクル にご協力を

電話帳は毎年1億2000万部発行され、15万トンもの紙を使います。古い電話帳を再生するリサイクル運動に協力してください。

■回収方法

10月10日（木）から新しい電話帳を配達します。配達員が新しい電話帳を届けたときに古い電話帳を渡してください。不在などで渡せない場合は、連絡すれば再度回収に行きます。

■問い合わせ

タウンページセンター

☎0120-5091309

行政への苦情や意見などを お聞かせください

10月21日（月）から27日（日）までは全国一斉の行政相談週間です。これに伴い、九州管区行政評価局では、次のとおり行政に関する苦情や意見などを受け付ける合同行政相談所を開設します。

■とき 10月21日（月）10時～15時

■ところ 田川市役所

これに先がけ、町でも次のとおり行政相談会を開催します。相談には総務省から委嘱された相談員が応じます。もちろん、相談に関する秘密はかたく守られているので安心です。お気軽にご相談ください。

■とき 10月2日（水）10時～12時

■ところ 大任町役場

■相談員 山本一男さん（下今任）

☎63-2288

■問い合わせ 総務課 内線210番

問い合わせ
住民1課年金係
内線114番

を満たしていなくても支給されます）

● 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、または症状が固定した日）に1級、または2級の障害の状態にあること



といふことなので、障害基礎年金を受けることはできません。このように国民年金が果たす役割は、考後の年金支給だけではありません。万が一、ケガや

病気で障害になった場合でも、大きな力となってくれます。また、学生のみなさんには、特別な免除制度もあります。年金が払えないとあきらめる前に相談してみてください。



★ ★ ★ ☎ 63-4832

佐々木佑樹くん（安永）

本だーいあき



ぼくのクジラ
キャサリン・フ

キャサリン・スコウルズ 作
百々佑利子 訳
広野多珂子 絵



ごめんね　ともだち

内田麟太郎 作
降矢なな 絵



11116124111110002
 7467471257

自分が嘘みたい
松井洋子 著

変わるきっかけとは何でしょう。それは「自分との出会い」が果たされたときです。そして、出会うためには、自分のありのままを出さなければなりません。自分の悩みから目を背けずに、自分と向き合い、いろいろな人と出会い、しっかりと受けとめ、乗り越えていくことが生きることではないでしょうか。

あらしの翌朝、サムは波打ち際に打ち上げられたクジラを見つけた。サムは、暑い日ざしからクジラを守るために、なんとかしてクジラを海に帰してやりたい。そんなサムの前に、クジラの歯をねらうビルとディガーの兄弟が現れるのです…。

コマッコウクジラの命を守る少年の活躍がさわやかです。

オオカミは、仲良しのキツネと初めての大ゲンカ。石も流されているどしゃぶりの雨の中、オオカミはカサも貸さずにキツネを追い出しました。仲直りをしたいけれど、あの言葉がなかなか言えないのです。たった一言「ご・め・ん・ね」って。

あなたは素直に「ごめんね」が言えますか？

10月から警察手帳の形が変わります

警察では、10月1日から全国一斉に警察手帳の形状変更と識別章の着装を実施します。

新しい警察手帳は、縦開きの二つ折り式で、開くとカード型の身分証明書とバッジが見えるようになっています。

識別章は所属部署や個人を示すもので、警察官の制服左胸の階級章と一体型になっています。

▲ 新しい警察手帳



▲ 識別章

ご存じですか？

検察審査会

検察審査会とは、検察官の仕事に私たち国民の意思を反映させるために作られた機関です。例えば交通事故や詐欺、おどしなどの被害にあい、警察や検察

庁に訴えたのに検察官が事件を起訴してくれない…。処分に納得できない…。

こんなときは、ご相談ください。検察審査会では、選挙権を持った人の中から抽選で選ばれた11人の検察審査員が、事件を起訴しなかったことの善し悪しを審査してくれます。相談は無料で、秘密は固く守られるので安心です。

※ 検察審査会制度について詳しくは、お問い合わせください。

■お問い合わせ ☎42-0163

田川検察審査会事務局

危険物取扱者試験と準備講習会を開催します

(財)消防試験研究センターでは、次のとおり危険物取扱者試験と準備講習会を開催します。

◆危険物取扱者試験

■とき 11月24日(日) ■ところ 近畿大学九州工学部

■申し込み 10月8日(火)までに、受験願書を消防試験研究センターに提出

◆準備講習会

■とき 11月10日(日) ■種類 乙種第4類・丙種

■ところ 田川地区消防本部

■申し込み 10月31日(木)までに、講習願書を田川地区防災協会に提出。願書は、田川地区消防本部及び金田、川崎、添田、香春の各分署で入手できます

■問い合わせ ☎44-0650 (社)田川地区防災協会

働く人のなんでも労働相談会を開催

筑豊労働福祉事務所では、次のとおり「働く人のなんでも労働相談会」を開催します。

職場で困っていることがありましたらお気軽にご相談ください。

■とき 11月12日(火)13時~20時

■ところ

ヤングワークFUKUOKA

■相談料 無料

■問い合わせ

筑豊労働福祉事務所

☎0948-22-1149

愛寿園在宅介護支援センターの

お年寄りの介護技術講座63

痴ほうの人と接するには…

よく「ボケたが勝ち」などと言いますが、それは大変な間違い。痴ほうのある人にもプライドや恥ずかしいと思う心はあるのです。まずはそこから認識を改め、思いやりをもって接することが大切です。

とはいえ痴ほうのお年寄りは、時としてとんでもないことを言い出し、介護する人を困らせることがあります。そこで今回はよくあるケースとその対処法をご紹介します。

① 自宅にいたのに「家へ帰る」と言い張る。…この場合「ここがあなたの家ですよ」と、何度説明しても落ち着かないことが多いようです。「今日はもう遅いから、ここへ泊まって、明日帰りましょう」と答えます。

② 食事を済ませたばかりなのに「ご飯はまだかね?」…に對して「いま食べたばかりでしょ!」ではダメ。「すぐに準備をしますから、もう少し待ってください」と、台所へ向かいましょう。

③ 「私の財布を盗ったやろ!」…と疑われるのが介護をして

いる者にとって一番つらく、腹が立つこと。しかしこれが我慢のしどころです。「財布がないの? それは困りましたね」と、一緒に探してあげましょう。ただし、もし見つけても「ありました」と手渡すのは厳禁。「やっぱりあんたが盗んでいた!」とさらに疑いを深めることもあるからです。目の付きやすい場所にそつと置くなど、自分で見付けさせる工夫をしましょう。

痴ほうの症状は個人差もあり、必ずしもこれらの対処法が万能とは限りません。大切なのは、痴ほうは病気でと割り切って、しかったり、頭ごなしに否定したりしないことです。

とはいっても、介護する人に相当な忍耐が要求され、ストレスとなるのも事実。最悪の場合虐待へ発展してしまうことも…。そうならないためにも、何もかも一人で背負い込んでではダメ。家族で役割を分担したり、介護保険サービスを利用したりすれば、肉体的にも精神的にも楽になれます。意外かもしれませんが「少し手を抜く」くらいが、長続きする介護のコツなのです。

パノラマ たがわ

田川市郡10月の イベントです



● 問い合わせ先

田川市 ☎ 44-2000
添田町 ☎ 82-1231
川崎町 ☎ 72-3000
赤村 ☎ 62-3000
香春町 ☎ 32-2511
糸田町 ☎ 26-1231
金田町 ☎ 22-0555
赤池町 ☎ 28-2004
方城町 ☎ 22-0520

◆ 田川市 (<http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/>)

- 田川さのよい祭り2002 (田川市総合体育館)
10月6日(日) 同会場で田川商業まつりも同時
開催します。10月5日(土)~10月6日(日)
- 公民館まつり 10月12日(土)・13日(日)
(田川文化センター・青少年文化ホール)
- 近世フランスの絵画と版画展 (田川市美術館)
10月12日(土)~11月17日(日)
(一般800円 高大生500円 小中生300円)
- 石炭資料館企画展「地輸は語る」(石炭資料館)
10月11日(金)~11月19日(火)
観覧料 一般210 (150) 円、高大生100 (70) 円、
小中生50 (30) 円 ※ () 内は20人以上
の団体料金 毎週土曜日は高校生以下無料

◆ 添田町 (<http://www.chikuhou.or.jp/soeda/>)

- ふる里まつり (そえだサン・スポーツランド)
10月19日(土)10時~16時・20日(日)10時~17時
- 岩山城まつり (役場~そえだサン・スポーツランド)
10月20日(日)14時~16時

◆ 川崎町 (<http://kawasaki.otoku-da.net>)

- Toshi Acoustic Live (町民球場)
10月14日(月) 開場 15時~ 開演 17時~
元X JAPANのボーカルToshiによる
アコースティックライブ
前売りチケット 2,000円 (当日券 2,500円)
問い合わせ 幸陽園 ☎ 47-4044

◆ 香春町 (<http://www.town.kawarafukuoka.jp>)

- 香春町史発刊記念講演会 (町民センター)
10月26日(土)13時~ 参加料 無料
テーマ 香春町の文学 講師 辻幸春さん
- ふれあい市 毎日9時~17時 (役場分館1階)

◆ 金田町

- 飯土井神社神幸祭 10月12日(土)~13日(日)
- 稻荷神社神幸祭 10月19日(土)~20日(日)

新しいおまわりさんを紹介します

8月29日付けで、前任の酒井利孝さんによって、今任原駐在所に新しいおまわりさんがやって来ました。地域を守る新しいおまわりさんをみなさんにご紹介いたします。

■ 警部補・井上正二郎さん(39)

大任町のみなさん、はじめまして。担当管内は柿原区を除く今任原地区です。大任町に来る前は、県警察本部の機動捜査隊に勤務していました。早く地域の方々と顔見知りになりたいと思っていますので、気軽に声をかけてください。よろしくお願ひします。

最後に、防犯のお願いです。外出するときは、必ずカギを掛ける。ちょっと外に出るときでも、必ずカギをかけるように心がけてください。



今月の料理 大任町食進会

■ オクラとささ身のサラダ



プレーンヨーグルト……40グラム
マヨネーズ……小さじ2と1/2

作り方

- ① オクラをゆでて1~2センチ幅に切る
- ② ささ身は、塩、コショウ、酒をからめて電子レンジにかけ、冷めてから細く裂く。
- ③ ボウルにプレーンヨーグルトとマヨネーズを合わせてよく混ぜ、①と②とミニトマトを入れてあえる。

材料 (4人分)

オクラ……………2本
ささ身……………1本
ミニトマト……………6個
塩……………小さじ1/5
コショウ……………少々
酒……………大さじ1と1/3

● お詫びと訂正

9月号4ページの「動物愛護及び管理に関する法律」で誤りがありました。

「愛護動物を殺したり、傷つけたりした人は1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます」とあるのは、正しくは、「愛護動物を殺したり、傷つけたりした人は1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます」です。お詫びして訂正します。

● 今月の表紙

赤米。9月9日、安永で撮影。夕日を浴び、より赤く色づいた穂が印象的だった。



こちらい編集室

最近、雨の日以外はバイクで通勤しています。役場に書くまでほんの2、3分。わずかな時間ですが、風をあびて秋の訪れを感じられるのがバイクのいいところです。
(安武)

